

自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

I 共通規定

1. （約定期間）

この預金の約定期間は1か月以上5年以下の期間内または7年もしくは10年のいずれかで契約（満期日を設定）することができます。

2. （満期日の設定方式）

満期日の設定には、次の2つの方式があります。これにより設定してください。

- (1) 定型方式………預入日の1か月後、2か月後、3か月後、6か月後、1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、7年後、10年後のそれぞれの応当日を満期日とする約定期間のものをいいます。
- (2) 満期日指定方式………預入日の1か月後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日の前日までの間の定型方式の満期日以外の日を満期日とする約定期間のものをいいます。

3. （普通自由金利型定期預金M型の支払時期等）

- (1) 普通自由金利型定期預金（M型）…（以下「普通スーパー定期」という。）は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 普通スーパー定期が預入期間3年以上の個人預金者の場合には、預入日から1年経過後は、この預金の一部を1万円単位で解約（これを以下「一部解約」という。）することができます。ただし、預入金額が300万円以上の場合には一部解約後のこの預金が300万円未満にならないものとします。
- (3) 普通スーパー定期について、自動解約入金方式を選択された場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。この場合、ご新規の際通帳の摘要欄に「自解」と記載します。

4. （自動継続等）

- (1) この預金（「自由金利型定期預金（M型）」をいう。）は、約定期間が「定型方式」のものについて自動継続の取扱いを選択することができます。
- (2) 自動継続自由金利型定期預金（M型）…（以下「自継スーパー定期」という。）は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自継スーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
継続時に、利息をお支払い（指定口座へ入金）する場合は「利払」、利息を元金に組入れる場合は「元加」と通帳の摘要欄に記載します。
- (3) 自継スーパー定期の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (5) 自継スーパー定期が預入期間3年以上の個人預金者の場合には、預入日から1年経過後は、この預金の一部を1万円単位で解約することができます。ただし、預入金額が300万円以上の場合には一部解約後のこの預金が300万円未満にならないものとします。また、一部解約後のこの預金は預入日（継続したときはその継続日）を起算して上記（2）（3）に準じて自動的に継続します。

5. （証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ（証書式の場合は、証書と引換えに）当店で返却します。

6. （利息計算の方法）

この預金の利息計算方法は、契約期間等により次の2つの方式のいずれかの方式により行います。

- (1) 単利方式……… 預入日から満期日の前日までの期間（日数）について、約定利率により利息を計算する方式。
- (2) 複利方式……… 預入日から6か月ごとに利息を元加（元金に利息を加算）して計算する方式。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約（一部解約も含む、ただし、普通スーパー定期の場合は、第3条第3項の満期日自動解約以外の方法による解約）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 預金者もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(3) 前項の規定の適用により、預金者に損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。また、当行に損害が生じたときは、預金者がその責任を負うものとします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (成年後見人等の届け出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様にお届けください。

- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率(料率)は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
13. (譲渡、質入れの禁止)
- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
14. (証書の効力)
- 証書式の場合、第3条第2項の満期日自動解約の方法で元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、当該証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
15. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
16. (規定の変更等)
- この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

II 「預入期間1か月以上3年未満の場合」の利息のお支払い

1. (普通スーパー定期の利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および通帳記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算(単利方式)し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただ

し、預入日の2年後の応当日以後を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）に通帳記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
 - ② 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数についての次の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の③の利率により計算した利息額との差額を清算します。
 - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
 - ③ 1年以上……………約定利率×70%
 - (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 2.（自継スーパー定期の利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ. 4.（3）の利率。以下「約定利率」という。）によって計算（単利方式）し、次により支払います。
 - ① 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合。
中間利払日に通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息の一部として次により支払います。また、中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。
 - A. 利払式の場合
中間払利息は、中間利払日に、満期払利息は満期日に指定口座へ入金します。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - B. 元加式の場合
中間払利息は、中間利払日にこの預金と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。
満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型定期預金（M型）に継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日以外の日を満期日とした場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (2) 継続を停止した場合の利息（預入日の2年後の応当日を満期日とした場合の中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅱ. 1.（3）の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

なお、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と前記Ⅱ. 1. (3) ③の利率により計算した利息額との差額を清算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記2. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。この場合、自継スーパー定期の自動継続扱いを停止します。
- ④ とくに中間利息定期預金を通帳に記載の申出があった場合には、通帳への記載にかえて新たに中間利息定期預金証書を発行します。ただし、この場合には、上記2. (1) ①Bの規定にかかわらず、この該当預金および中間利息定期預金は自動継続の取扱いを停止します。

Ⅲ 「預入期間3年以上4年未満の場合」の利息のお支払い

1. (普通スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人預入者の場合

A. 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率(以下「約定利率」という。)によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- c. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- d. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- e. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- f. 2年6か月以上……………約定利率×90%

C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。

② 法人預金者の場合

A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息(単利方式により計算)の一部として支払います。

B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数につい

て前記Ⅲ. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. （自継スーパー定期の利息）

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人の場合

A. 預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ. 4. (3)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおりとします。

② 法人の場合

A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。

B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

C. 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。

(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

Ⅳ 「預入期間4年以上5年未満の場合」の利息のお支払い

1. (普通スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人預金者の場合

A. 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満……………約定利率×10%
- c. 1年以上2年未満……………約定利率×20%
- d. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×30%
- e. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40%
- f. 3年以上……………約定利率×70%

C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。

② 法人預金者の場合

A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。

B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. (自継スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人の場合

A. 預入日（継続をしたときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ. 4. (3)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、ま

たは、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

- B．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅳ．1．(1)①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- C．一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおりとします。

② 法人の場合

- A．預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。
- B．中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- C．中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- D．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅳ．1．(1)①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。
- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

V 「預入期間5年以上の場合」の利息のお支払い

1．（普通スーパー定期の利息）

- (1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人預金者の場合

- A．預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- B．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- a．預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- ア. 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- イ. 6 か月以上 2 年未満……………約定利率×10%
- ウ. 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率×20%
- エ. 2 年 6 か月以上 3 年未満……………約定利率×30%
- オ. 3 年以上 4 年未満……………約定利率×40%
- カ. 4 年以上 5 年未満……………約定利率×70%

b. 預入日の 7 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- ア. 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- イ. 6 か月以上 2 年未満……………約定利率×10%
- ウ. 2 年以上 3 年未満……………約定利率×20%
- エ. 3 年以上 4 年未満……………約定利率×30%
- オ. 4 年以上 5 年未満……………約定利率×40%
- カ. 5 年以上 6 年未満……………約定利率×60%
- キ. 6 年以上 7 年未満……………約定利率×70%

c. 預入日の 10 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- ア. 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率
- イ. 6 か月以上 2 年未満……………約定利率×10%
- ウ. 2 年以上 3 年未満……………約定利率×20%
- エ. 3 年以上 4 年未満……………約定利率×30%
- オ. 4 年以上 5 年未満……………約定利率×40%
- カ. 5 年以上 6 年未満……………約定利率×50%
- キ. 6 年以上 7 年未満……………約定利率×60%
- ク. 7 年以上 8 年未満……………約定利率×70%
- ケ. 8 年以上 9 年未満……………約定利率×80%
- コ. 9 年以上 10 年未満……………約定利率×90%

C. 一部解約の場合には、その利息は、上記 B のとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記 A のとおり計算し残元金とともに支払います。

② 法人預金者の場合

A. 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算（単利方式）した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日以後に支払います。

B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記 V. 1. (1) ① B の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

2. （自継スーパー定期の利息）

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人の場合

A. 預入日（継続をしたときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記 I.

4. (3) の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって預入日から 6 か月ごとに利息を元加する 6 か月複利の方法により計算し、あ

あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記V．1．(1)①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

C．一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおりとします。

② 法人の場合

A．預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算（単利方式）した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

B．中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

C．中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

D．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記V．1．(1)①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。

(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上